

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十一月十六日から適用する。

令和五年十一月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 削除</p> <p>九〇十三 (略)</p> <p>十四 <u>ヘミガチニブ経口投与療法 進行固形がん(過去に線維芽細胞増殖因子受容体阻害薬が投与された患者に係るものに限る)</u></p>	<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 <u>リツキシマブ静脈内投与療法 難治性慢性炎症性脱髄性多発神経炎(抗neurofascin-155抗体を有するもの</u> <u>であつて、ステロイド及び経静脈的免疫グロブリン療法による治療に係る効果が認められないもの又は当該治療の実施若しくは継続が困難であるものに限る。)</u></p> <p>九〇十三 (略)</p> <p>(新設)</p>